

- 工事期間中の仮囲い・塔体等を活用した空間演出について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、前回提示した内容の実施は延期し、外出自粛等の期間における新たなライトアップから実施します。本日はその内容を審議いただきます。
- 前回及び今回提示するライトアップについて、現地で投影実験を行い、検証いただきます。

1 本事業の目的

横浜マリントワーは、開港100周年にあわせ、市民の発意でみなと横浜のシンボルとして1961年に建設され、長く市民に親しまれてきました。

塔体塗装等の修繕工事を令和4年3月末（予定）まで実施するため、横浜マリントワーはその間休館となります。

オリパラ期間を含む工事期間中も、都心臨海部エリアの景観をそこなわず、さらに若い世代にも横浜港のシンボルとしての横浜マリントワーの存在を再度認知してもらうため、仮囲いや塔体等を活用した空間演出の企画・制作・設置及び運営を行います。

◎実施期間：令和2年7月7日（予定）～令和4年3月末【期間限定】



2 演出[1]：「横浜港に光のエールを届けよう」（仮）※コロナ感染リスクが残る期間の演出【審議】

(1) 背景

令和2年度末より、新型コロナウイルス感染症が世界的に広がっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、「三つの密」を徹底的に避ける対策や、外出自粛による接触機会の低減の取組を、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、実施しています。それに伴い、市民生活や横浜経済にも大きな影響を与え、多くの方が生活に対する不安を抱えている状況です。

(2) コンセプト：「横浜港に光のエールを届けよう」（仮）

感染リスクが残る期間においては、平穏な日常生活を取り戻し、横浜の経済が再び元気になるよう、医療従事者、飲食や観光等の事業者の皆様に対する「エール」を送る期間と位置づけ、横浜マリントワーを活用した空間演出を行います。自宅からでも見られるよう、WEBカメラでの配信も実施します。

(3) 「エール」と連動したライトアップ

ア 7月7日（予定）から

- ・ 医療従事者等にエールを送るブルーライトアップからスタートします。(18時～24時、7/7は19:30開始)

イ 8月以降（予定）から

- ・ 外出自粛の段階的緩和の移行期間後である8月（予定）以降は、市民の皆様の外出欲求、「〇〇したい」という気持ちが高まった状況となります。
- ・ 地元の方等と参加者による、横浜経済の再興を応援するコミュニケーションを可視化した、参加型のライトアップを実施します。(18時～24時)
- ・ 参加者は特設ウェブサイトから、地元の方等が週毎に設定する「お題」に基づき、外出自粛の緩和後に横浜港周辺エリアの中で行きたい場所やお店、やってみたいこと等を入力します。それは市内の事業者に対する励みとなり、横浜経済の再興に向けたエールとなります。
- ・ 参加者から送られたエールの数と連動したライトアップを行います。
- ・ 特設ウェブサイトでは、テイクアウト可能なお店の情報発信等により、実際に横浜経済を応援していきます。

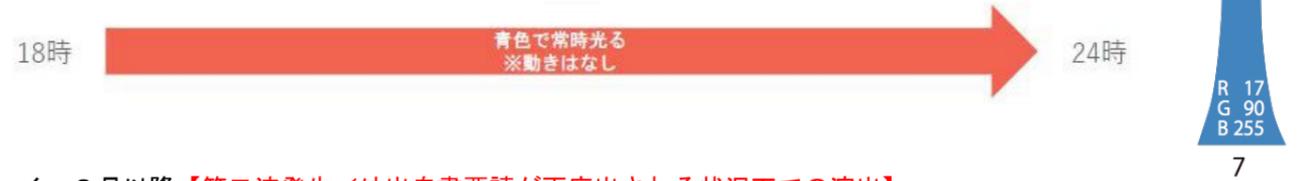


(4) 光の色と動きのパターン

ア 7月7日（予定）から

医療従事者に感謝とエールを送る意味を込めて、青色のみ使用します。

(18時～24時 常時点灯、動的演出なし)



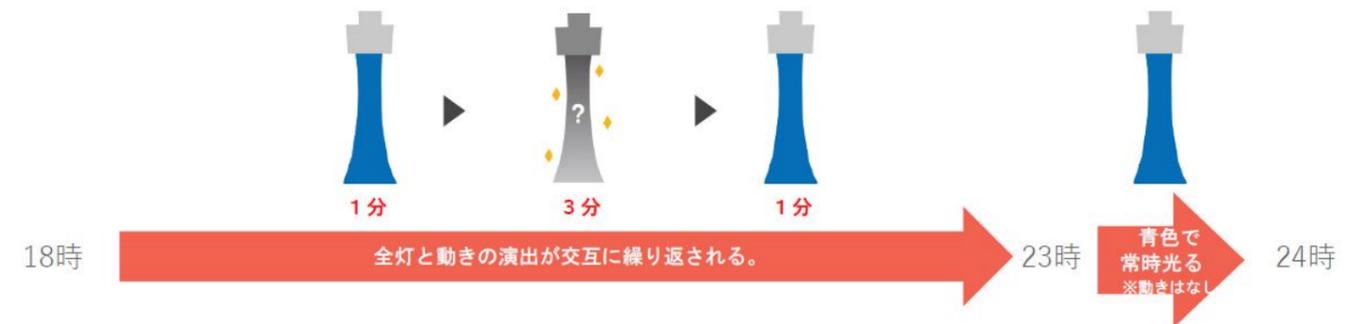
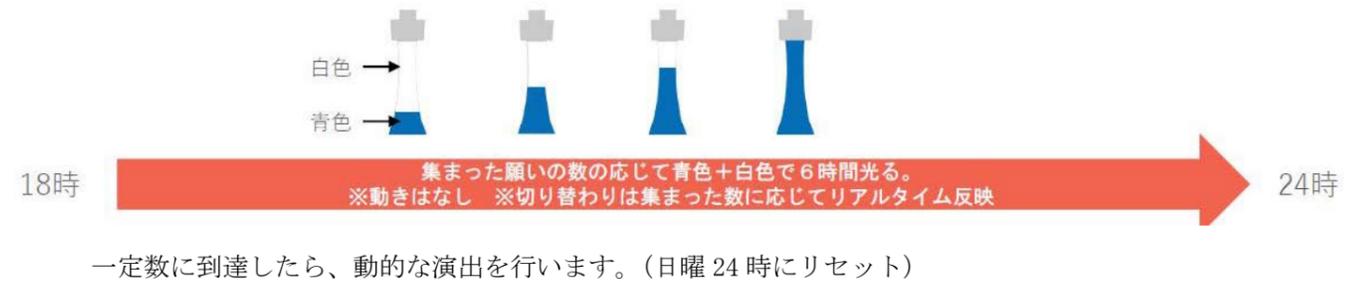
イ 8月以降【第二波発生/外出自粛要請が再度出される状況下での演出】

①光の色

青色のみ使用します。

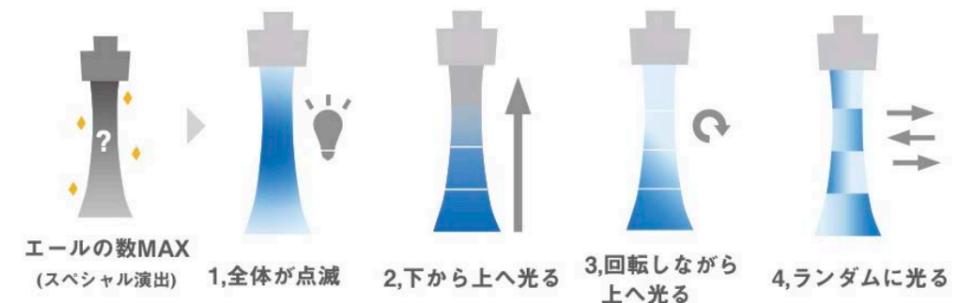
②演出のタイムライン

一週間ごとに、参加者からの「エール」の溜まり状況を、ライトアップで可視化します。



③光の動き

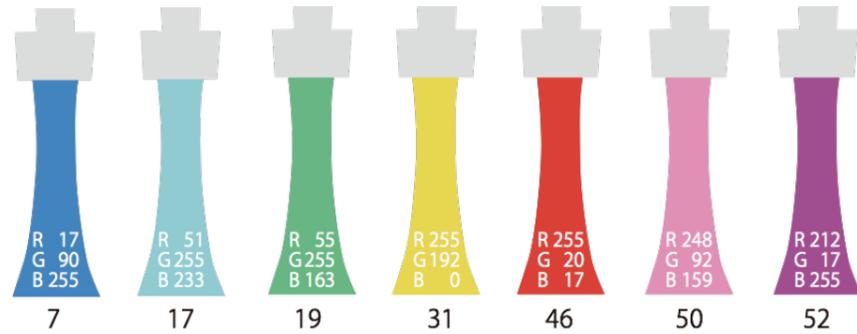
参加者から送られたエールの数が一定数に達した際、①点滅、②上昇、③回転、④ランダム of 4パターンのうちの1つの動的演出を行います(週ごとに変更)。



ウ 8月以降【比較的安定している状況下での演出】

①光の色

以下の色（本資料 p. 4 に示すカラーパレットの範囲内から色相ごとに1色選出）から、一週間「単色」で表示し、週ごとに色を変更します。毎週設定する「お題」と「色」は、地元の方や横浜にちなんだ著名人等に設定していただき、地域と参加者によるコミュニケーションを図ります。

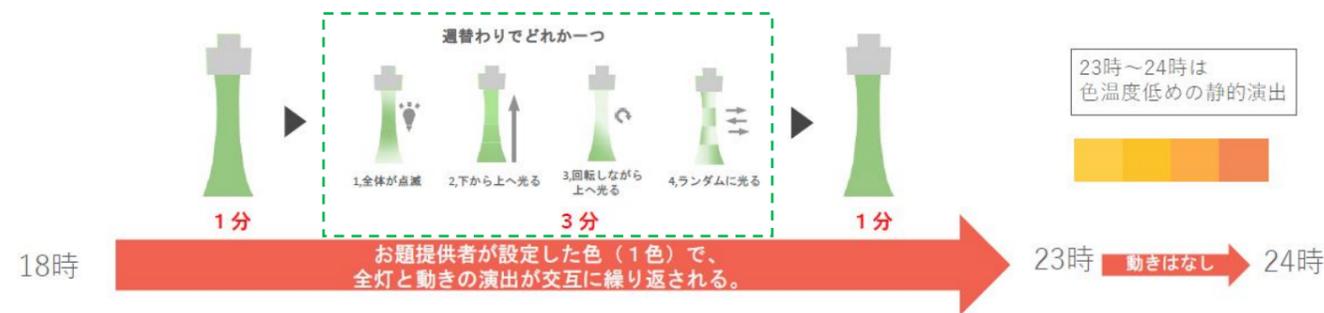


②演出のタイムライン

一週間ごとに、参加者からの「エール」の溜まり状況をライトアップで表現します。



一定数に到達したら、動的な演出を行います。（日曜 24時にリセット）



③光の動き

※本資料 2（4）イ③と同じ。

※安心して外出できない状況下での演出であることから、この期間中は仮囲いを活用した演出は行いません。

3 投影実験

【審議】

(1) 本日の投影実験内容

ア 光の色

使用する全ての色を投影します。

イ 光の動き

使用する全ての動きのパターンを、それぞれ複数の速度で投影します。

(2) 投影実験における視点場

横浜港大さん橋国際客船ターミナル屋上

※アメリカ山公園及び山下公園からの見え方も、映像により、上記視点場で確認できるようにします。

(3) 投影実験当日に調整可能なこと

光の色味（色相、明度、彩度）

(4) 投影実験後に修正可能な範囲【投影実験において検証いただきたい視点】

ア 光の色味（色相、明度、彩度） ※カラーパレット数、各パレット内の色数は変更できません。

イ 動きの速度

ウ 動きのパターンの微修正 ※動きのパターンそのものの修正や、追加はできません。

(5) 投影実験時の色番号

1	4	7	10	13	16	19	22	25	28	46	49	52	55	58	31	34	37	40	43
2	5	8	11	14	17	20	23	26	29	47	50	53	56	59	32	35	38	41	44
3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	48	51	54	57	60	33	36	39	42	45

パターン①(青系) パターン②(青～黄系) パターン③(赤～紫系) パターン④(ランダム)

4 今後の事業スケジュール

	2年度	3年度
☆6/29: 現地での投影実験		
☆7/7: 演出[1]開始 (8月以降 ^{※1} 光の色や動きを加えて実施)		
☆年内(予定) ^{※2} : 演出[2]開始		
◎年度内(予定): 景観審査部会による 評価、改善案について審議		
☆改善した演出[2]開始		終了

※1:「新型コロナウイルス感染症対策本部(第36回)」資料に示された「外出自粛の段階的緩和の目安」の「移行期間後」である8月1日以降、社会情勢を踏まえて移行します。

※2: 政府等の対処方針や社会情勢を踏まえ、移行します。

5 演出[2]:「願いの塔 横浜マリントワー」※安心して外出できる状況下での演出 【再掲】

(1) コンセプト:「願いの塔 横浜マリントワー」

横浜マリントワーは、横浜港への様々な市民の皆様の期待が込められ、横浜港のシンボルとして誕生しました。今後の横浜港のさらなる期待のシンボルとして、横浜港でやってみたいこと、「願い」を特設ウェブサイトから入力いただくと、それがライトアップとして塔体に投影されます。

また、選定された一部の願いについては、本当に叶えてしまうという取組です。

(2) 実施方針

ア 都心臨海部におけるシンボル性の再考:「横浜港への期待が見える化する演出」

横浜マリントワーは、市民の願いにより、横浜港を象徴するモニュメントとして建設されました。横浜港への期待が見える形にしたものが横浜マリントワーであると再定義し、期待が見える化する演出を実施します。

イ 点から面に波及する賑わい創出:「回遊の促進」

横浜マリントワーが良く見える視点場への誘導する仕掛けをするほか、本取組を周知するために作成するイベントガイド、特設ウェブサイトの中で、周辺の施設を紹介します。また、創造的イルミネーションなど連携する取組と合わせてプロモーションを実施することで、都心臨海部での回遊を促します。

ウ 東京2020オリパラの都市装飾や創造的イルミネーション等との連携:「デジタル施策で連動」

創造的イルミネーション等で使用される照明装置と同じ製品を使用し、それらの演出と連動させます。

(3) 「願い」と連動したライトアップ

ア 願いの入力フロー

- ① イベントガイドや仮囲い上のQRコードから、参加者を特設ウェブサイトへ誘導
- ② 横浜港に関するクイズに答えて、全問正解した場合、横浜港で叶えてみたい願いを入力
- ③ 参加者がライトアップの動き、色を選択
- ④ 願いを送る
- ⑤ 週末のライトアップの投影日時を参加者に通知



イ タイムスケジュール

月～木曜: 参加者による「願い」の送信

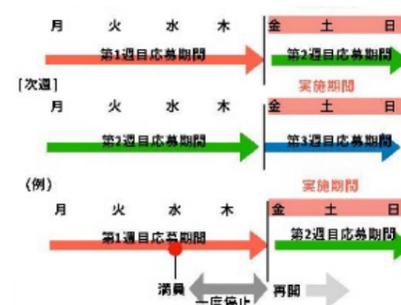
※先着順となり、満員(180人分)になった場合、次週改めて挑戦(次週の受付は金曜から開始)

※参加者数の状況等を示すライトアップを実施

金土日曜: 参加者が選択したライトアップを予定時刻にマリントワーに投影

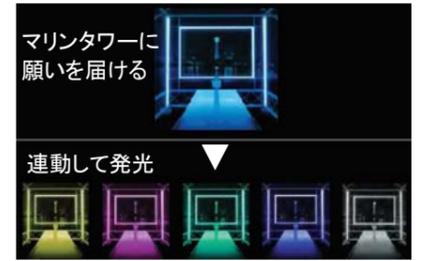
※1人当たり5分間、演出時間18時～23時(開始時刻は季節によって変更あり)

※23時～24時は静的演出



(4) 視点場で願うイベント

年4回(1回当たり1日18時～20:30の予定)、横浜港大さん橋国際客船ターミナル屋上を舞台に、マリントワーを望みながら願いを届けるイベントを行います。現地への設置物は、マリントワーのライトアップと連動して発光します。



(5) 願いを叶えるイベント

参加者が送信した願いのうち、選定基準(実現可能、横浜港のPRに寄与する等)を満たすものとして選考した願いについては、叶えます(年4回程度)。願いが叶った時の写真は、仮囲いの演出に活用します。

(6) 光の色と動きのパターン

ア 平日+週末の静的な演出

① 演出のタイムラインと動き

平日: 参加者から送られた願いの数を、ライトアップで表現します。また、10分間に一度、願いが空に上昇する演出を行います。

週末: 動的な演出(p.3参照)の合間に、静的な演出を行います。



② 光の色

色温度低めの光を基調とし、低層部から高層部まで全体として調和のとれたライティングとします。



東京2020オリパラ関連の演出では、以下の色を使用します。



願いの上昇(10秒間)

願いの溜まり状況を表示

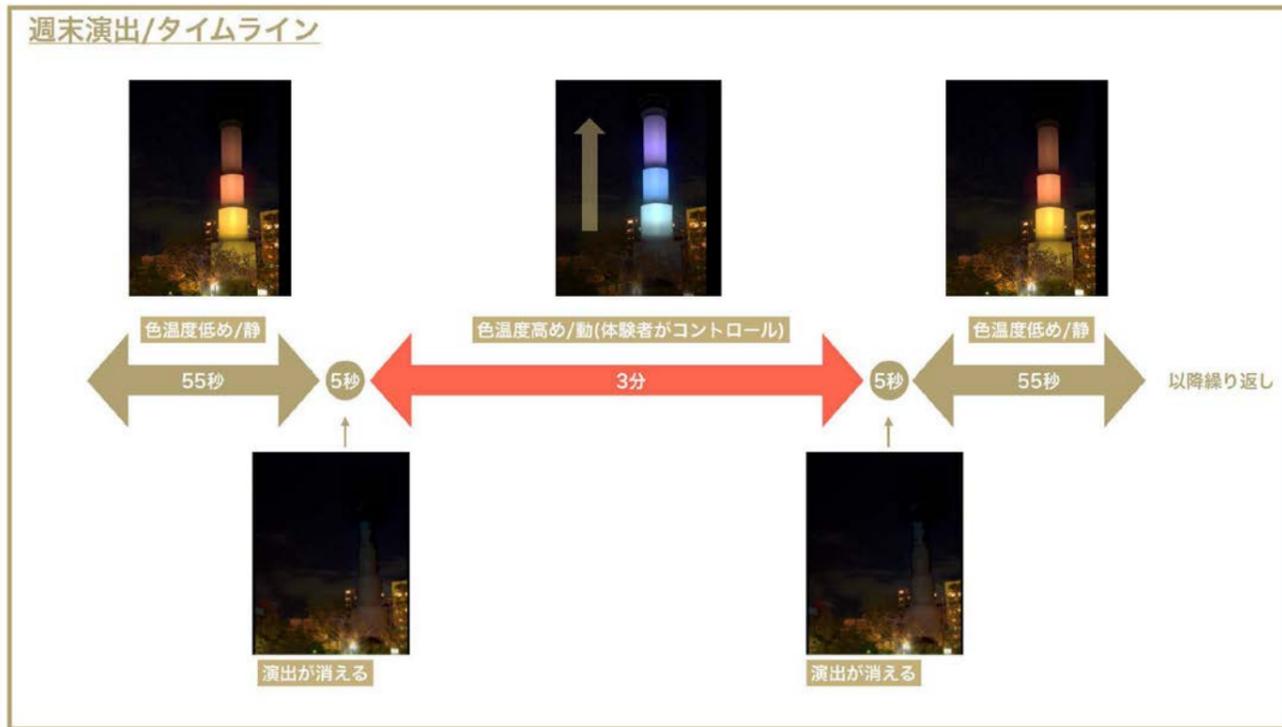
イ 週末の動的な演出

①演出のタイムラインと動き

参加者1人あたり5分間のうち、3分間は動的演出、その前後1分間ずつは静的演出を行います。

①点滅、②上昇、③回転、④ランダム、の4パターンを用意し、選択可能とします。

また、カラーパレットの範囲内の色及び動きをあらかじめ組み合わせた「おまかせパターン」も用意します。



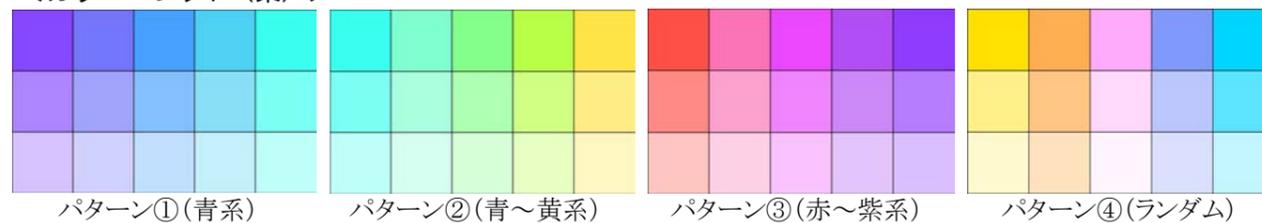
②光の色

カラーパレットの範囲内で色温度高めの光も使用し、全体として調和のとれたライティングとします。

参加者に選択肢を提供するため、4つのパターンを用意しています。参加者は、次の4つのパターンから1つを選び、そのパターンの中から使用したい色を4つまで選択できます。各パターン内の色の組合せのみ選択可能とすることで、全体として調和の取れたライティングとします。

①～③については類似の色相による調和、④については類似のトーン(明度、彩度)による調和を図ります。

<カラーパレット(案)>



参考

(1) 静的な演出時の色のRGB値

R	255	249	252	231
G	157	138	105	62
B	17	6	15	24

(2) オリンピックカラーのRGB値

R	0	252	0	0	238
G	129	177	32	166	51
B	200	49	99	81	78

(3) カラーパレットの色のRGB値

R	61	44	17	19	11	R	11	55	60	122	255	R	255	246	212	114	71	R	255	255	255	55	0
G	17	46	90	163	255	G	255	255	255	255	198	G	20	44	17	19	11	G	192	108	104	81	170
B	255	246	255	231	222	B	222	163	66	17	17	B	17	121	255	231	255	B	0	22	206	250	255
	108	92	60	64	51		51	103	108	161	255		255	248	224	154	118		255	255	255	127	27
	60	95	134	190	255		255	255	255	216			65	92	60	64	51		224	144	177	146	198
	255	248	255	239	233		233	190	114	60	60		60	159	255	239	255		65	60	250	250	255
	173	161	138	141	131		131	170	171	204	255		255	253	242	198	179		255	255	255	179	138
	138	163	188	222	255		255	255	255	235	235		142	161	138	141	131		242	194	233	190	233
	255	253	255	246	244		244	222	175	138	138		138	204	255	246	255		159	133	253	250	255

パターン①(青系) パターン②(青～黄系) パターン③(赤～紫系) パターン④(ランダム)

(4) 仮囲いの表示(演出[2]より表示開始)

① 横浜港への願いのアーカイブ

Size 約H2500xW1800 x21枚

② 叶った願いのアーカイブ

Size 約H1000xW1500 x21枚

③ イベントステートメント

Size 約H2500xW1500 x1-2枚

(5) 都市景観に関するルール上の条件

本件は横浜市屋外広告物条例第12条「許可を受けずに表示し、又は設置することができる広告物等」第1項第7号「工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示し、又は設置する広告物等で営利を目的としないもの」に該当するものとして整理しています。そのため、関内地区景観計画及び横浜市屋外広告物条例に基づく基準については適用が除外されますが、都市景観協議地区に基づく協議は必要です。